

備	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで有効)			

備 一 第 4 6 号  
( 備 二 )  
令和 5 年 1 0 月 2 日

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に基づく対象施設の指定について

見出しのことについては、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に基づく対象施設の指定について」（令和5年1月26日付け備一第81号。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、今般、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項に規定する防衛大臣が指定する対象施設として、新たに県内2か所の防衛関係施設が指定され、本年10月6日に施行される。

これにより、県内の対象施設は別紙のとおりとなり、当該対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行が禁止されることから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

担当 警備第一課警備第四係

## 別紙

No.	対象施設	指定施設	告示日 (指定日)	施行日
1	原子力事業所	東北電力株式会社 東通原子力発電所	平成28年 5月23日	平成28年 5月23日
2		日本原燃株式会社 再処理事業所	平成28年 5月23日	平成28年 5月23日
3	防衛関係施設	海上自衛隊大湊地方総監部	令和元年 6月13日	令和元年 6月20日
4		海上自衛隊大湊航空基地	令和元年 9月26日	令和元年 10月3日
5		海上自衛隊八戸航空基地	令和元年 9月26日	令和元年 10月3日
6		航空自衛隊三沢基地	令和2年 8月7日	令和2年 9月6日
7		三沢飛行場	令和2年 8月7日	令和2年 9月6日
8		車力通信所	令和2年 8月7日	令和2年 9月6日
9		陸上自衛隊青森駐屯地	令和3年 8月6日	令和3年 8月16日
10		航空自衛隊大湊分屯基地	令和3年 8月6日	令和3年 8月16日
11		海上自衛隊下北海洋観測所	令和3年 12月20日	令和3年 12月30日
12		海上自衛隊竜飛警備所	令和3年 12月20日	令和3年 12月30日
13		海上自衛隊樺山送信所	令和3年 12月20日	令和3年 12月30日
14		海上自衛隊近川受信所	令和3年 12月20日	令和3年 12月30日
15		航空自衛隊車力分屯基地	令和3年 12月20日	令和3年 12月30日

16	防衛関係施設	海上自衛隊 大湊弾薬整備補給所	令和4年 8月10日	令和4年 8月20日
17		海上自衛隊 大湊造修補給所芦崎貯油所	令和4年 8月10日	令和4年 8月20日
18		航空自衛隊東北町分屯基地	令和4年 8月10日	令和4年 8月20日
19		八戸貯油施設	令和4年 12月26日	令和5年 1月25日
20		三沢対地射爆撃場	令和4年 12月26日	令和5年 1月25日
21		陸上自衛隊弘前駐屯地	令和5年 1月20日	令和5年 1月30日
22		陸上自衛隊八戸駐屯地	令和5年 1月20日	令和5年 1月30日
23		海上自衛隊芦崎訓練場	令和5年 9月26日	令和5年 10月6日
24		航空自衛隊 三沢基地四川目訓練場	令和5年 9月26日	令和5年 10月6日

※ 国家公安委員会告示（抜粋）及び防衛省告示（抜粋）を添付する。